

おし図書館

No.152

発行 おし図書館
代表 青木和子
松本市牧の原 1-104-1
〒570-3111 096-416

第97回全国図書館大会

夕摩大会



広げよう図書館のあるところ

ーつなげよう知の拠点

続リョウ Help-Toshokan

報告 青木和子

図書館法制定から60年経つ現在、東京都夕摩地区は、図書館の設置密度や司書資格を持ち経験豊かな図書館長の多いことなどでも、全国をリードしている地域です。

2011年10月13日(木)・14日(金)の2日間、調布・府中・立川・日野・夕摩の5市12会場で、第97回全国図書館大会が開催されました。

13日の全体会では「東日本大震災と図書館」「図書館振興に向けての国の施策とその活用」等についての(社)日本図書館協会理事長塩見昇氏の基調報告に続いて、「東日本大震災被災地の取組みから学ぶ」のテーマで、3月11日の大震災で津波や原発事故の被害に遭った図書館の復興の様子、続けてほしい支援の内容、図書館に期待される町づくりへの役割、日本図書館協会への期待などについて、現地の図書館員の方々によるシンポジウムが開かれました。

14日は、各会場に分かれて18の分科会が開催されました。

第18分科会

図書館を支える市民の力

ー図書館協議会・友の会・市民運動ー

全国図書館大会としては初めての市民主体で設定運営された分科会は、「町田の図書館活動をすすめる会」「夕摩市に中央図書館をつくる会」「図書館友の会全国連絡会」の協力により、夕摩市永山公民館ホールで開催されました。

「私たち市民は、サービスを受ける客体としてだけでなく、良い図書館施策を生み出し育ていく主体として、自治体・図書館と向き合ってきたらどうか?」「公立図書館は、真に生涯学習の教育施設として機能し、市民の図書館にあり得ているのだろうか?」

指定管理者制度・委託問題・附(公設民営)・市場化テスト、等々、次々と押し寄せる問題が山積してい

る図書館に、市民はどう向き合い、どのよう図書館を支えていけばよいのか? という観点から、「図書館を支える市民の力とは何なのか?」その仕組みとしての図書館協議会、地域の活動、全国的な活動」に焦点を当て、今後の活動に生かせることを目指した分科会でした。

基調講演

図書館を支える市民の力

—参加の協働による図書館づくり—

講師は中川幾郎氏(帝塚山大学大学院
法政策研究科教授、豊中市図書館
協議会委員長)

図書館は、地方自治体文化政策の重要拠点であり、その存在と活動を通して「市民」づくりと「市民社会」づくりを促していく役割を担っている。

図書館運営の基準としては、国際的にはユネスコの公共図書館宣

言、国内的には図書館法、自治体としては図書館設置条例などがある。自治体図書館の事業評価を行なうに当たっては、単なる経済性・効率性だけではなく、これらの諸理念・基準に基づいて導き出された社会的公共性の視点が明確化されなくてはならない。

図書館づくりは「まちづくり

そのものである。学ぼうとする市民が自己発見し、自己表現の手がかりを得て他者とつながる場であり、市民同士が学び合う場である。活力ある図書館からこそ、新たな市民層が生まれる。

図書館は、そのような個別の市民と地域社会を支援し再生させる場とならねばならない。そのためには、地域社会に存在する様々な課題を発掘し、その課題解決に立ち向かうことが求められる。

ユネスコなどが主催し、ほぼ12年に一度開催されてきた「国際成人教育会議」における宣言は、図書館の社会的公共性を考える上で重要である。それは、年齢・性差・障害・国籍・宗教・貧困などから発生する差別を克服・解消することを目指している。

また、人は文化的に生きる権利があるとして、世界人権宣言第27条には「文化・創作への権利」がうたわれており、国際人権規約A規約(社会権規約)第15条には「文化的な生活に参加する権利」として、次のように規定している。
①より豊かに自己表現をしていく権利 ②外部世界と関わって交流していく権利 ③学習し、自己をより豊かに変えていく権利

図書館は、市民に対して、これらの3つの文化的権利を実現していく装置でもある。
このように自治体文化施策を突

現していくために不可欠な資源として、人的資源（ヒューマン）・事業資源（ソフト）・施設資源（ハード）がある。人的資源の整備はまだ遅れが目立つが、司書集団の確保と合わせて、地域コミュニティにおけるパートナーの開拓と協働が重要である。

真の協働関係が成立するためには、図書館行政全般における政策形成・決定・実行・評価の各段階への市民の参画が必須となる。何故なら、市民参画と協働は、決して行政の下請けではないのだから。図書館は、市民が自己変革をし、それによって地域共同社会が回復していくための大切な拠点なのだ。

基調講演の後は、事例報告。

- ① 夕摩地区における図書館協議会
松尾昇治氏（実践女子短期大学教授、町田市・小金井市・福生市の図書館協議会委員）

② 「静岡図書館友の会」のめぐすもの（協議会・図書館を支えるために）
草谷桂子氏（静岡図書館友の会）

③ 「図書館友の会全国連絡会」の活動について
福留洋一郎氏（図書館友の会全国連絡会代表）

続いて、報告者の方々と中川幾郎氏が登壇。会場の参加者との熱気あふれる意見交換が行なわれました。

第12回



千葉県内図書館関係

市民団体連絡会

報告 青木和子

2011年6月に浦安市図書館での開

催を予定していた交流会は、昨年3月の震災被害が浦安市内で甚大だったために取り止めになり、半年後に延期されて、2012年1月29日（日）浦安市立中央図書館で開催されました。参加は6団体（市原・浦安・君津・佐倉・千葉・松戸）。担当は「浦安市図書館友の会」でした。

はじめに浦安市立図書館の森田館長の挨拶があり、「昨年3月11日の東日本大震災で図書館への直撃の被害は少なかったが、浦安市内の液状化被害などの対応で、図書館も一ヶ月半休館した。今後に向けて全方的な政策見直しが必要。3月11日以前と比べて末広がりの復興を目指したい。この大変な状況の中で「浦安市図書館友の会」の力を感じている。それが図書館にとっても大きな力となっていると思える」と話されました。

続いて、浦安市立中央図書館職

員であり日本図書館協会政策企画委員会「図書館と公共サービス」の在り方ワーキンググループ」で活動しておられる長田薫さんの講演。

公共図書館の図書館評価

2008年の図書館法の一部改定により、図書館運営の点検評価とそれに基づいて図書館サービスを計画的に改善していくことが義務づけられた。図書館評価の必要性と目的を確認し、図書館の利用者・市民の立場からの図書館評価の方法を考えたい。

図書館に限らず、施策を推進するに当たっては、計画・実践・評価・改善というサイクルが必要。社会教育法の一部改定に当たり、

国会では、図書館等については初めての活発な論議が行われ、次のような附帯決議がなされた。

公民館・図書館及び博物館が自らの運営状況に対し、可能な限り

外部の視点（公民館運営審議会、図書館協議会・博物館協議会等）を入れ、透明性・客観性の確保された評価を行ない、その結果に基づいて改善を図る。

評価指導は、量的評価（貸出冊数等）だけではなく、サービスを提供した結果として地域や住民に対して実際にどのような成果がもたらされたか等、自己点検評価・第三者評価などの質的評価が求められる。

因みに、浦子図書館では「図書館概要」に、業務内容が文章で書かれている。

このようにして評価した結果を、確実に業務の改善に結びつけていくことが重要である。

後半は各団体からの活動報告。

最後に常世田良さんが、東日本大震災で被害を受けた各地の図書館の状況や日本図書館協会

が中心になって行っている被災地支援について報告されました。

「図書館は書籍の重さに耐えられるように頑丈に造られているにもかかわらず壊滅状態など甚大な被害を被った多くの図書館がある。民間委託などの所為で、復興するための職員がいらない所がある。

図書館から被災地への公衆通信利用や国立国会図書館デジタルアーカイブの配信にも取り組んでいる」とのことです。

危機管理における図書館の役割の大切さを再認識しました。

次回の交流会は、2012年6月下旬、市原市立図書館で開催の予定です。

